

I 融資関係

1 青森県特別保証融資制度

「選ばれる青森」への挑戦資金のご案内

■「選ばれる青森」への挑戦資金とは

「選ばれる青森」への挑戦資金は、創業や新商品開発、雇用の創出など、県が推進する前向きな取組みを行う県内中小企業者を支援する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利（固定）での資金調達が可能となります。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者（創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行う方（※）

- (1) 県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業
 - (2) 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野（次のいずれかに該当するもの）に属する事業
 - ① エネルギー関連産業（再生可能エネルギーのメンテナンス事業等（売電事業を除く。））
 - ② 農工ベストミックス型産業（バイオマス資源活用、県産資源を活用した機能性食品開発、食産業と流通業の連携等）
 - ③ 医療・健康福祉関連産業
 - ④ 次世代環境自動車関連産業（電気自動車や燃料電池車など次世代環境自動車関連産業分野）
 - ⑤ 知的財産を活用した企業経営に取り組む事業（自社の特許権、実用新案権、意匠権、商標権や開放特許の活用）
 - ⑥ 外貨獲得に向け、輸出をはじめとした海外ビジネス展開を図る事業
 - ⑦ 観光客等交流人口の増加に伴う経済効果の県内への波及に資すると認められる事業
 - (3) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組み（市町村の認定を受けたもの、空き店舗活用チャレンジ融資）
 - (4) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業（次のいずれかに該当するもの）
 - ① 法律の規定により行政庁の認定（承認を含む。）を受けた事業計画に基づいて行う事業
（例：経営革新計画、地域経済牽引事業計画）
 - ② 法律の規定により行政庁の認定を受けた事業計画の区域又は施設内において、計画の趣旨に沿って行う事業
（例：あおもり生業づくり復興特区）
 - ③ 県の登録事業等に係る要綱等に基づいて認定又は登録を受けた方が、当該登録事業等の趣旨に沿って行う事業
（例：青森県健康経営認定制度、環境認証取得又は省エネルギー診断制度）
 - ④ 国や県等が直接実施する補助等事業や、行政庁から委託を受けた財団法人等が実施する補助等事業において採択等された計画事業（例：新事業展開等促進補助事業、専門家派遣事業により設備の導入を行う事業）
 - (5) 新分野進出を図る取組み
 - (6) 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を行うための取組み
 - (7)・(8) 再生可能エネルギー（風力、太陽光など）発電設備の導入に係る事業
 - (9) 常時使用する従業員を新たに2人（一定の要件*に該当する場合は1人）以上雇用する計画を有する事業
*障害者、中高年失業者、新型コロナウイルス感染症関連離職者である場合又は小規模企業者が雇用する場合
 - (10) 先端設備又は生産ライン等の改善に資する設備の導入などの生産性向上を図る事業
 - (11) 職場環境の整備や育児休業取得の支援などの働き方改革を推進する取組
 - (12) デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する取組
 - (13) SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組
 - (14) 事業承継枠
 - ① 存続見通しがつかない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部又は一部を承継するもの
 - ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
 - ③ 事業承継特別保証を利用するもの
 - ④ 事業承継特別保証を利用し、経営者保証コーディネーターによる確認を受けたもの
 - ⑤ 経営承継借換関連保証を利用するもの
 - (15) 地方創生又は地域密着に資するものとして、各取扱金融機関が提案し、県が承認した事業
*詳しくは『「選ばれる青森」への挑戦資金～金融機関提案枠のご案内～』をご覧ください。
- （※）「選ばれる青森」への挑戦資金の要綱に定める目的に沿うものと認められないものについては、融資対象から除外されます（例：主たる収入が給与所得、役員報酬又は年金等である者が行う一般居住用の賃貸住宅に係る事業）。

■制度の特徴

- 県では、当制度（一部*を除く）の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。
* (3)、(9)、太陽光発電設備の導入に係る事業は補助対象となりません。(10)は生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画を策定し、市町村の認定を受けた場合に限り、(11)は「働き方改革推進企業認証制度」の認証を受けている場合に限り、(12)は国又は県等が実施する補助金を活用して行う取組に限り、(13)は「青森県SDGs取組宣言登録制度」の登録を受けている場合に限り、(14)は④及び⑤の場合に限り、補助対象となります。
- 市町村では、当制度の利用者に対する利子又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融資対象 条件	(1)~(6)	(7)・(8)	(9)~(13)	(14)			(15)
				①・②	③・④	⑤	
融資限度額	各1億円	4.8億円	各1億円	1億円		1億円	1億円
資金使途 (注1)	運転資金、設備資金			運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 既往借入金 の返済資金	既往借入金 の返済資金	運転資金 設備資金
融資利率 【固定利率】 (注2、3)	年1.1% ※(1)について、女性、U I Jターンによる創業 の場合は、年0.9% ※(1)について、創業支援事業計画に基づいて県 内市町村が設置する創業相談窓口の利用が確 認できる者については、年1.0% ※(1)~(8)について、融資対象(9)の雇用条件 も同時に満たす場合は、年0.9% (3人以上雇用する場合は、年0.7%) ※(1)~(13)について、三者連携協定(21あ おもり産業総合支援センター、青森県産業技術 センター、青森県信用保証協会)に関する融資 については、年1.0%			金融機関所定利率-0.8% (下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。			上限 年1.1%
融資期間 (うち、据置期間)	運転10年以内(2年以内)、 設備15年以内(3年以内)			10年以内(1年以内)		運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	
融資形式	手形貸付、証書貸付 ※雇用を条件とする場合は証書貸付のみ。						
信用保証料 (注4)	原則年0.45%~1.90% (14)④及び⑤で経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合については、 年0.20%~1.15%						
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません (14)③・④・⑤については、保証人を徴求しません						
物的担保	必要に応じ徴求						
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)						

(注1) 2(14)③及び④については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。ただし、ニューマネー(増額借換を含む。)については、信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に限ります。

2(14)⑤については、保証人(個人に限る)を提供している既往借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができます。

(注2) 雇用を条件とする場合は、融資の際に以下の事項をお約束いただき、実行していただきます。なお、雇用の条件を満たさない場合や報告を怠った場合は、当初の融資利率を変更(引上げ)しますのでご注意ください。

- ① 融資実行後原則6ヶ月以内に所要人数を雇用すること
(雇用した者が1年経過前に自己都合等により退職した場合は、すみやかに後任の者を雇用すること)
- ② 期間の定めのない正社員として雇用し、法律上義務のある労働保険及び健康保険に加入させること
- ③ 雇用を開始したとき、県に対して雇用状況を報告すること

(注3) 「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注4) 県では信用保証料の30%又は40%の補助を行っています。(一部は補助対象外。)なお、補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

また、各市町村では、利子の一部補給又は信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。
(空き店舗活用チャレンジ融資のみ、事前に市町村の認定が必要となります。)



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)
※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

- 青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)
- 青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368
- 青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

「選ばれる青森」への挑戦資金

～金融機関提案枠のご案内～

地方創生や地域に密着した金融事業の推進のため、金融機関提案型による融資を「選ばれる青森」への挑戦資金の融資項目として実施しています。

県、金融機関、保証協会が連携し、各金融機関が「地方創生」又は「地域密着」をキーワードに独自開発したメニューを提供します。

○地域の医療・介護産業や地域資源活用の支援、経営改善・生産性向上のサポート、女性の活躍応援等、様々な前向き資金のニーズに対応しています。

○所定の保証料率（0.45～1.90％）に対する30％を県が補助します。また、1千万円を超える設備資金については、県が40％補助するほか、青森県信用保証協会による保証料率の10％割引により、事業者の保証料負担は50％まで軽減されます。

（※）補助の対象となる融資額は5,000万円までとなります。

○継続的な情報提供や専門的なアドバイス等、融資後についても金融機関によるフォローを受けることができます。

■令和4年度「金融機関提案枠」融資概要と融資メニュー一覧

【融資限度額】1億円 【融資期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内)

金融機関名	資金名	融資対象	融資利率
青森銀行	あおぎん「未来応援」	経営改善・生産性向上ニーズを有する 県内中小企業	1.1%
みちのく銀行	成長サポート資金	青森県内で創業し、創業後6年～10年目を 迎え、更なる成長ステージを目指す者	1.1%
みちのく銀行	チャレンジ応援資金	青森県内の企業で外部専門家と連携のもと 経営改善・生産性向上に取り組む者	1.1%
岩手銀行	進出企業サポート資金	県外から進出した中小企業者(県外から進出 しようとする中小企業者を含む)が実施する事業	1.1%
東北銀行	地域資源を活用した事業 化支援資金	地域資源を有効活用した事業創出に取り組む者	1.1%
東北銀行	地域医療・ 介護支援資金	医療・介護事業の拡大及び創業	1.1%
青い森信用金庫	女性活躍応援資金	女性が代表者の法人及び個人事業主 (創業及び創業から5年以内の者を除く)	1.1%

※上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※融資の手続や保証料率等については、従来の「選ばれる青森」への挑戦資金の規定に準じます。詳しくは同資金のチラシをご覧ください。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営安定化サポート資金のご案内

■経営安定化サポート資金とは

取引先企業の倒産、不況、災害などにより、経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の資金繰りを支援する特別保証融資制度です。

この制度を活用することにより、急激な売上減少や突発的災害等に直面したときに、当面の運転資金を確保し、資金繰りの安定を図ることができます。

■ご利用いただける方

原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有する方又は倒産企業との取引依存度が10%以上の方

(2) 経営安定枠 以下①～④のいずれかに該当する方

- ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している方
- ② 売掛債権回収の長期化や回収不能又はその他の事由により経営の安定に支障を生じている方
- ③ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
- ④ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

(3) 災害枠

県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じている方（事業開始後1年未満の方を含む）

※県が指定する災害等として「新型コロナウイルス感染症」を指定

(4) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図る方

■制度の特徴

- 県では、当制度のうち、(3)災害枠「新型コロナウイルス感染症」の利用者に対する信用保証料の一定割合を補助し、利用者の負担を軽減しています。ただし、セーフティネット保証4号、5号のいずれかの保証制度を適用したものに限りです。
- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する利子の一部を補給又は信用保証料の一部を補給し、利用者の負担を軽減しています。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件	連鎖倒産枠	経営安定枠	災害枠 (県指定)	事業再生枠
融資限度額	3千万円	4千万円	3千万円	3千万円
資金用途	運転資金		運転資金、設備資金	
融資利率 【固定利率】 (注1,2)	金融機関所定利率-0.8%(下限1.6%) 「経営力向上割引」を利用する場合、 さらに年0.5%軽減されます。		0.9%又は1.1% (注3)	金融機関所定利率 ※「経営力向上割引」利用可
融資期間 (うち、据置期間)	10年以内(2年以内)			
融資形式	手形貸付、証書貸付			
信用保証料 (注2)	原則年0.45%~1.90% (セーフティネット保証等、特例保証に該当する場合は、当該保証に応じた保証協会所定の料率)			
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません			
物的担保	必要に応じ徴求			
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)			

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告(四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出)することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式(確認書)を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2)下記市町村では、利子の一部補給又は信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課または取扱金融機関の窓口でご確認ください。

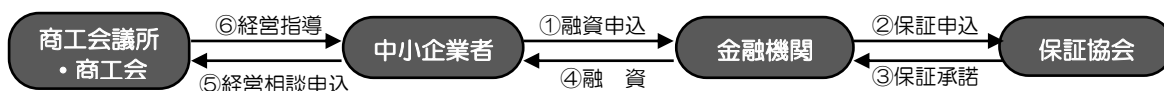
◇該当市町村(令和4年4月1日現在:29市町村)

青森市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平川市、今別町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町

(注3)融資期間が3年以内の場合は年0.9%(固定)、融資期間が3年以上の場合は年1.1%(固定)となります。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。融資実行後に、商工会議所又は商工会による経営指導を受けてください。



※推薦書は融資の実行をお約束するものではありません。

※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354 (保証業務課)

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

事業活動応援資金のご案内

■事業活動応援資金とは

県内中小企業者が一般的な事業資金を調達するにあたり、通常の手続きによるもののほか、売掛債権等の流動資産を担保とした融資、さらには廃業歴のある方の再チャレンジなど、さまざまな状況に対応可能な融資制度です。

■ご利用いただける方

県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方

(1) 事業活動枠

事業活動に必要な資金（設備資金、運転資金）の調達を図る方

(2) 流動資産担保枠

1年以上同一事業を営んでおり、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する方（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）

(3) 再チャレンジ枠

廃業歴等がある方で、起業に再チャレンジする方

（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場限る。）

■制度の特徴

- 「経営力向上割引制度」を利用することで、さらに融資利率を軽減することができます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料を一部補給し、利用者の負担を軽減しています。

■融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



※融資にあたっては、金融機関及び保証協会が審査を行います。

（審査の結果、ご希望に添えない場合があります。）

※ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

条件 \ 枠	事業活動枠	流動資産担保枠	再チャレンジ枠
融資限度額	1億円	3千万円	1千万円
資金用途	運転資金、設備資金		
融資利率(注1)	金融機関所定利率－0.3%（上限2.0%）【変動利率】 ※「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。		
融資期間 (うち、据置期間)	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	1年間	運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
融資形式	手形貸付、証書貸付	手形貸付	手形貸付、証書貸付
信用保証料(注2)	原則年0.45% ～1.90%	年0.68%	原則年0.45% ～1.90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません		
物的担保	必要に応じ徴求	流動資産を譲渡担保	必要に応じ徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)		

(注1)「経営力向上割引」は、融資を行った金融機関に対して、融資実行後も定期的に経営状況を報告（四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出）することを条件に、所定の融資利率から年0.5%割引く制度です。

この制度を活用することにより、中小企業者は金融機関から定期的に指導・助言を受けつつ、自社の経営状況をより的確に把握でき、経営力の向上を図ることができます。

ご利用にあたっては、融資を申し込む際に、取扱金融機関に対し利用を希望する旨を伝え、所定の様式（確認書）を提出してください。

なお、特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、割引の適用除外により、追加負担を生じる場合があります。

(注2) 下記市町村では、信用保証料の一部補給を行っています。具体的な条件等については、各市町村商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

◇該当市町村（令和4年4月1日現在：14市町村）
青森市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、大鰐町、板柳町、中泊町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

経営力強化対策資金のご案内

■経営力強化対策資金とは

国の認定を受けた専門家（認定経営革新等支援機関※）の支援を受けながら経営改善や経営力強化に取り組む県内中小企業者を支援する借換制度です。

※認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

■ご利用いただける方

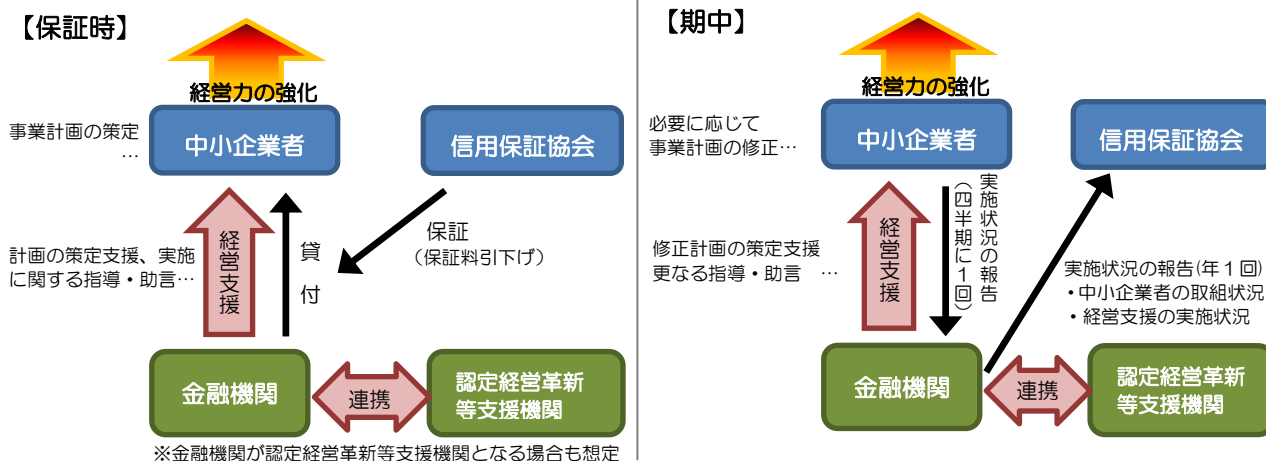
次のいずれにも該当する方

- 県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる方。
- 青森県特別保証融資制度に係る借入金残高が有り、経営の改善に向けて当該借入金の借換えを必要とする方。（資金用途には、県融資制度以外の県信用保証協会の保証を受けている借入金の借換え及びニューマネーの上乗せを含みます。）
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

■制度の特徴

- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。
- 金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営支援の実施状況等を信用保証協会に対して年1回報告をします。
- 融資利率及び保証料率が軽減されます。
- 一部市町村では、当制度の利用者に対する信用保証料の一部補給を行っています。

■制度のしくみ



※融資条件等については、次ページをご覧ください→

■融資条件等

融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	既往借入金（青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。）の返済資金。但し、事業計画の実施に必要と認められる場合は、ニューマネーを上乗せすることも可能。
融資利率（注1）	金融機関所定利率－1.3%（下限1.1%） ※「経営力向上割引」の適用により、通常の利率より0.5%軽減されています。
融 資 期 間	10年以内（うち、据置期間1年以内）
融資形式・償還方法	証書貸付・割賦償還
信用保証料 （注1）、（注2）	責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度の対象外の場合 0.5%～2.0% ※原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません
物 的 担 保	必要に応じて徴求
取扱金融機関	県内に本店又は支店を有する金融機関 （銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

（注1）特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の融資利率及び保証料率が適用され、差額分の追加負担を生じる場合があります。

（注2）五所川原市及びつがる市では、信用保証料の一部補助を行っています。具体的な条件等については、各市商工担当課又は取扱金融機関の窓口でご確認ください。

■融資の申込手続き

○以下の書面を添えて、取扱金融機関の窓口へお申込みください。

- ・ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化対策資金要件確認書）
- ・ 事業計画書（申込者が策定したもの。様式任意）
- ・ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面
（様式任意。事業計画書に記載されている場合は不要。）

○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。

○ご希望の融資額は、各企業の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

■お問い合わせ先

○青森県信用保証協会 電話 017-723-1354（保証業務課）

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368

○青森県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索